

漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の 認可についての審査基準

（趣旨）

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、法第106条第7項及び第9項の規定による漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可申請について必要な事項を定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

（審査基準）

第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。

- (1) 法第106条第3項にある事項が規定されていること。
- (2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第5号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別決議で議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第2号の規定に基づく議決（入漁権行使規則については除く。）が行われていること。
- (3) 区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権に係る行使規則については、総会、総代会又は総会の部会の議決前に、法第106条第4項の規定による同意を得ていること。
- (4) 法令に違反した内容が記載されていないこと。
- (5) 漁業調整上の支障がないこと。
- (6) 暴力団関係者等反社会的行為に関与する者を排除するための規定が盛り込まれていること。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 漁業権又は入漁権行使規則
 - (2) 法第 106 条第 4 項の規定による同意を証する書類
 - (3) 組合法第 50 条第 5 号の規定に基づき総会若しくは総代会又は組合法第 51 条の 2 第 6 項第 2 号の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類（議事録の抄本）
 - (4) 変更（廃止）の場合は、(3) の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。
 - (5) 組合員行使権者に対し金銭を賦課する場合は、その額の算定に関する資料
 - (6) 漁業権を共有する場合には行使契約書の写し
 - (7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書類
- 2 申請書及び前項の関係書類は 2 部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この基準は、令和 5 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可についての審査基準（平成 25 年 5 月 1 日施行）は、廃止する。